## 議第七十八号

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の 部を改正する条例に 9 V 7

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の 一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の 部を改正する条例

うに改正する。 岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例 (平成二十一年岐阜県条例第三十五号) の一部を次のよ

改め、 の項とし、 五条第三項」を「第五条第二項」に改め、 別表一の表一の項中 同表中六の項及び七の項を削り、 十一の項から十五の項までを削る。 「第十六条の二第一 八の項を六の項とし、 項」 同表三の項中 を「第十六条第一項」に改め、 「第五条第六項」を「第五条第五項」に 九の項を七の項とし、 同表二の項 十の項を八

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案説明

の条例を定めようとする 教育職員免許法  $\mathcal{O}$ 部改正に伴 11 教育職員免許状有効期間更新手数料を廃止する等のため、